

(三) 應援勞動團體 ナ シ
(四) 其 他

勞働者ノ殆ト全員ハ高木上鈴各部落民(要改善地區民)
ニシテ往年暴動化シタル北中皮革争議ノ参加者等介在ス
九争議發生原因

(一) 遠因

本工場ハ常備賃銀請負單價共二十數年前ノ内規ニヨリ原則トシ
テ實施シ例外トシテ多少ノ値上ヲ實施シ居リタルモノナリシガ
附近全種工場ニ比較スルトキハ二割乃至二割五分程度低額ナリ
シ慶昭和十二年末軍需品製造工場トシテ指定セラル、前後ヨリ
機械其他作業設備ヲ改善シ生産増加ヲ示シ高率ノ収益ヲ收メツ
ツアリタルガ従業員ニ於テハ昭和十二年頃ヨリ物價騰貴其他ヲ
理由トシ數回ニ亘リ班長班長等ヲ通ジ請負組加入ノ常備工賃ノ
天引反對股賃銀値上ノ喚願ヲ爲シタルモ其ノ都度人事係主任ニ

ヨリ一蹴セラレ居リタルモノ

(二) 近因

請負組ニ編入セラレタル厚物仕上部常備工十五名ハ本月十五日
午後二時頃天引制度廢止方ヲ獻願シ之ヲ承認シ難キ場合ハ請負
工トシテ編入サレタキ旨係主任ニ訴ヘタルニ一蹴セラレタル爲
更ニ所屬橋高部長ニ對シ全様陳情シタルニ全部長ハ事全數ニ影
響アルヲ以テ善處スルガ軍需關係工場テアルカラ仕事ヲ發行セ
ヨト嚴命シタル爲今人等ハ回谷ナキ以上ハ仕事ハ出來ヌト稱シ
全日午後五時退場シタルガ當時ハ其他ノ職工ニ波及ノ虞ナカリ
シヲ以テ會社側ハ之ヲ放任對策ヲ講ゼズ所轄警察署ニモ隠蔽シ
タルモノ

一〇 要求事項

(一) 請負組ニ加入ノ常備工賃ノ天引制度ノ全廢

但シ臨時工中ハ組常備トシ本工ト全時ニ組請負トス